

○財務省告示第四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十一年四月三日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
令和元年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百五  
十四回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募









二 十 十  
十 九 八

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 者 参 所 金  
日 加 加 支

平 財 日  
成 務 本  
三 大 銀  
十 臣 行  
一 か  
年 ら  
四 通  
月 知  
三 を  
日 受  
け  
た  
者